

神戸市立桂木小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

本校は、教職員・保護者・地域が連携し、いじめ問題に取り組むよう、平成25年6月28日公布、同年9月28日に施行されました「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめ防止等のための対策を効果的に推進するため、基本的な方針（以下「桂木小学校基本方針」）を策定します。

1. いじめ防止等のための対策の基本的な姿勢

桂木小学校基本方針に基づき、保護者・地域との連携しながらいじめの根本的な解決に向けて取り組みを進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず されるを責めず 第三者なし」を核とした指導を行い、いじめの解決は「大人の責務」という強い思いをもって取り組みます。

2. いじめの定義

○ 「いじめ防止対策推進法」第2条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

○ いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月文部科学省通知）（平成29年3月改定）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが必要である。

3. 教職員の意識と責務

- ・学校教育目標「未来」「仲間」「元気」を常に意識して、児童一人一人が居場所のあるあたたかみのある学級づくり、学年づくりに努めます。
- ・分かる授業の取り組みの推進や児童活動、学校行事を通して、児童の自尊感情の育成に努めます。
- ・児童、教職員の人権意識を高めます。
- ・「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」を常に心がけ、児童の表情や行動の変化に気を配れるよう感性を磨きます。
- ・軽い悪ふざけととられることやけんか、からかいなど事案の内容によっては「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応をとることもありますが、法の定義に則って情報の共有を図り、解消に向けた取組を進めます。

- ・「いじめは決して許さない」「いじめの解消は大人の責務」という姿勢で、速やかに組織的に対応し、保護者や地域の方々とも連携します。

4. 桂木小学校いじめ問題対策委員会

(1) 桂木小学校いじめ問題対策委員会の構成

- ・校長、教頭、総務、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、学年生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラーから構成します。
- ・事案によっては、市教委、スクールソーシャルワーカー、北警察署や中央少年サポートセンター、こども家庭センター、区こども家庭支援室等とも連携します。連絡調整は、管理職、総務、生徒指導担当が行います。

(2) 桂木小学校いじめ問題対策委員会の役割

- ・児童、保護者へのいじめ防止の啓発を推進します。
- ・いじめ問題に関する教職員研修を実施します。
- ・いじめの事案が発生した場合、決して特定の教職員だけで対応するのではなく、本委員会において情報の共有、解決に向けての協議、客観的な情報収集、該当者への対応など、個人情報保護に留意しつつ、組織的に対応します。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

5. いじめの未然防止

いじめの未然防止を本校の最重要課題として、本校の教育目標を基盤に各学年の発達段階に応じ、6年間を見据えた取組を進めます。

(1) 未来を生きる力

- ・目標や信念を持ち、努力する力
- ・よりよくなろうと工夫する力

(2) 仲間と生きる力

- ・違いを認め、理解し、繋がろうとする力
- ・互いを尊重し、助け合い、ともに向上する力

(3) 元気に生きる力

- ・心と体を健康に保つ力
- ・自信をもち、粘り強く取り組む力

こうした力を伸ばす取組をもとに、児童が学級会活動や児童会活動等の中で自主的にいじめの問題について考え、議論する等の活動に取り組むことができるよう支援、推進していきます。

6. いじめの早期発見

(1) 児童理解

- ・児童一人一人の生活実態をきめ細かく把握するよう努めます。
- ・生活アンケートやいじめアンケートなどを定期的実施し、児童の立場に立って判断できるよう早期発見に取り組みます。
- ・アンケートについては保存年限を守り、その内容についても児童がいじめの認識を深めるとともに、実情を記入しやすいように配慮します。

(2) 相談体制の充実

- ・些細なことでも「報告・連絡・相談」体制を行い、スクールカウンセラーとの効果的な連携に努めます。

(3) 校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やこっぺっ子悩み相談「いじめ・体罰・子ども安全ホットライン（24時間電話相談）」など、校外の相談機関を児童や保護者に周知するとともに、各相談システムとの連携に努めます。

7. いじめへの早期対応

(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童からの聴き取りを素早く詳細に、共感的に受け止め、最後まで守り抜く姿勢を伝えます。
- ・関係児童だけでなく、周囲の児童からも事情を聴き取り、全教職員で情報の共有を図り、組織的に対応をします。
- ・知りえた情報の取扱には、個々の教職員は最新の注意を払います。

(2) いじめの指導

- ・神戸市のいじめ指導三原則を遵守し、いじめられた児童を守り通します。
- ・慎重かつ組織的な「ブレない」指導体制や方針を実行します。
- ・いじめた児童には、自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気付かせ、責任の重大さを認識させるとともに成長支援の観点から、いじめた児童の抱える問題の解決にも取り組みます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて市教育委員会、北警察署、中央少年サポートセンター等の関係機関と連携します。
- ・指導後も継続的に、当該児童、関係児童への見守りを継続し、保護者との連携を進めます。

8. いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とするのではなく、少なくとも次の二つの要件が満たされるまで継続して指導、見守りを続けます。

- ①いじめに係る行為が一定期間（少なくとも3か月）止んでいること。
- ②いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。

9. 特別な支援を要する児童への配慮

- ・特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常学級に在籍する特別支援を要する児童に対するいじめ未然防止・早期発見・早期対応には特に配慮します。そのためには、一人一人の特性を的確に理解し、情報を共有した上で全教職員による支援体制を構築していきます。また、個々の児童を尊重する教育の推進をはじめ、すべての教育活動の中で、人権教育の充実を目指します。

10. 特に配慮を要する児童への対応

様々な特性や背景のある児童に対しては、教職員の正しい理解の下、日常的に適切な支援を行います。

- ①海外から帰国した児童、外国人児童、国際結婚の保護者をもつ児童など、外国につながる児童
- ②性同一性障害や性的指向、性自認に係る児童
- ③各地での災害や事故等により被災・避難した児童
- ④特別な事情により児童養護施設、児童自立支援施設等で生活をしている、またはした経験のある児童

11. インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険防止やトラブルについて、常に情報を把握し、情報モラル教育を進め、児童、保護者、地域への啓発に努めます。
- ・パソコン、携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者にも協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除などの迅速な対応を図り、状況によっては警察署や法務局等関係機関と連携します。

12. 校種間の連携

保育所・幼稚園・認定こども園・特別支援学校・中学校等との連携により、児童の情報を確実に引き継ぎ指導に生かすとともに、いじめに対する学校の指導体制、指導内容の共有に努めます。

また、校区内の小・中学校間においては、「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かすことができるようにします。

13. 保護者・地域との連携

- ・平素から保護者と風通しのよい関係を築き、いじめについて情報共有し、協力しながら解決に向けて努力を進めます。
- ・保護者会、学校運営協議会等、保護者や地域と連携し、あいさつ運動、見守り活動、いじめ防止広域キャンペーン等に取り組み、地域と一体となって児童の様子を見守ります。

14. 関係機関との連携

平素から北警察署、中央少年サポートセンター、こども家庭センター、区こども家庭支援室、医療機関、法務局などと連携する体制を構築します。

15. 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は、直ちに神戸市教育委員会に連絡し指示を仰ぎながら事実関係を把握します。また、いじめを受けた児童や保護者に対して説明責任があることを踏まえ、調査によって明らかになった事実関係について、学校からの説明が必要となった場合には適時適切な方法によって説明するなど誠実な対応に努めます。

16. その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会が中心となってすべての教職員が共通理解をすることによって、適宜桂木小学校いじめ防止等のための基本的な方針を見直し、必要があると認められたときは改定します。

17. 保護者の皆様へ

神戸市いじめ防止等のための基本的な方針（平成 30 年 4 月改定）の中には「家庭の役割と保護者の責務」という記述があります。（P.5 第1章2（8）参照）

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切である。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければならない。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければならない。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要がある。

いじめの未然防止、早期発見と対応のためには、学校と家庭の密な連携が重要であることは言うまでもありません。児童を、いじめをされる側にもする側にもさせないために、学校との協力・連携をよろしくお願いいたします。